

令和6年度 コロナ予防接種

令和6年度から新型コロナワクチン接種は以下のように変更となりました

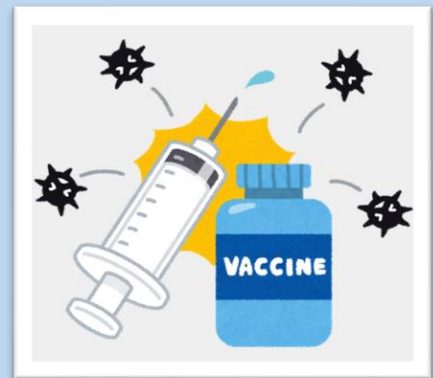
●新型コロナウイルス感染症など予防接種法のB類疾病に位置づけられた予防接種（定期接種）は、個人の発病または重症化の予防に重点を置き、対象者本人が接種を希望する場合に実施することとされています。
努力義務は課せられておりませんので、得られる効果や副反応の可能性など、医師とよく相談の上、接種の判断をしてください。

対象者

- **相模原市に住民登録**があり、接種日時点で次に該当する人
 - ・ **65歳以上の人**
 - ・ 60～64歳のうち、心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に高度（身体障害者手帳1級相当）の障害がある人

接種日時・実施期間・回数

- **11月8日（金）～ 毎週金曜日10名**
受付時間：12：30～13：00
接種時間：13：00～13：30
（令和7年1月31日（金曜日）までの1回のみ）



予約方法

- **11月1日（金）～予約開始**
- 来院して予約する場合 → **各科受付にてうけたまわります。**
- 電話で予約する場合 → **予約センター（042-754-3271）に電話でご連絡ください。**

自己負担額

- **3,000円**（相模原市高齢者コロナワクチン接種対象者の該当者以外の方は16,000円）
- ◆次に該当する人は、証明資料を医療機関に提示すると費用が免除になります。
 - ・ 市民税非課税世帯か生活保護世帯 ・ 中国残留邦人などへの支援給付を受けている
- ◆証明資料（いずれか1つが必要です。）
 - ・ 介護保険料納入通知書（「年間保険料額の算出根拠」欄の「本人課税区分」・「世帯課税区分」の両方に「非課税」と記載されている人）
 - ・ 介護保険負担限度額認定証 ・ 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ・ 生活保護受給票
 - ・ 本人確認証（中国残留邦人等支援給付受給者） ・ 市民税課税証明書（住民票上の世帯員全員分。）